

青森県報

第三千八百九十六号

平成二十六年
九月十七日
(水曜日)

目次

告 示

生活保護法による介護機関の指定	健康福祉課	一
右 同	同	二
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	同	三
右 同	同	三
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出	同	四
右 同	同	四
右 同	同	五
右 同	同	五
道路の区域の変更	(道路課)	六

告

示

青森県告示第六百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十六年九月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者		居宅介護の種類		居宅介護事業所		指 定 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	名 称	所在地	年 月 日
有限会社マシエ ダファーマシエ	弘前市大字稔 町の九	居宅療養 管理指導	マエダ調剤薬 局城西店	弘前市大字南 城西一丁目三 の七	平成 二六・七・一	
"	"	"	マエダ調剤薬 局中野店	弘前市大字中 野二丁目一の	"	
"	"	"	マエダ調剤薬 局エダ町店	弘前市大字浜 一の町西二丁目	"	
"	"	"	マエダ調剤薬 局中央店	弘前市大字南 九端町一三の	"	
北星交通株式 会社	弘前市大字茂 森新町四丁目 一七の	福祉用具 貸与	ホームヘルパ ースターシヨ ン北星	弘前市大字新 寺町六二の一	二六・五・一	
株式会社メデ イセーブ	八戸市一番町 二丁目三の一 五	居宅療養 管理指導	アポテック売 市店	八戸市売市一 丁目四の六	二六・六・一	
社会福祉法人 青い海の会	八戸市大字鮫 の町安川目八 の一四	小規模多 機能型居 宅介護	ら 南浜の家くじ 剤薬局尾上店	八戸市尾上栄 の町一〇五	"	
有限会社クロ ーバー	黒石市北美町 一丁目七三	居宅療養 管理指導	訪問介護ラポ ール	五所川原市大 樋字水野尾字懸 樋字二一九の三	"	
社会福祉法人 拓心会	五所川原市大 樋字水野尾字懸 樋字二二二の三	訪問介護	天馬調剤薬局	五所川原市大 樋字水野尾字懸 樋字二一九の三	"	
有限会社みち のくファーマ シエ	上北郡七戸町 字荒熊内六六 の一五六	居宅療養 管理指導	川内調剤薬局	むつ市中央二 丁目五の五	"	
株式会社川内 ファーマシエ	むつ市川内二 町四二の二 六七	"	"	むつ市川内二 町四二の二 六七	"	

名 称	有限会社マエダファーマシー	主たる事務所の所在地	居宅介護事業者
	弘前市大字椴町二の九		
居宅介護事業の種類	居宅療養管理指導	名 称	居宅介護事業所
	マエダ調剤薬局西店		
所在地	弘前市大字南城西一丁目三の七	所在地	指定期日
	平成二六・七一		

平成二十六年九月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

青森県告示第六百七十号

南部町	合同会社介護サービス事業所	下北郡東通村ノ上四三の家	介護予防通所介護	和楽通所介護	下北郡東通村ノ上四三の家	二六・四・一四
三戸郡南部町大字吉米地字下宿二二三の一	三戸郡南部町大字吉米地字下宿二二三の一	三戸郡南部町大字吉米地字下宿二二三の一	介護予防訪問看護	国民健康保険セブタ	三戸郡南部町大字下名久井一字白山八七の	二六・六・一
訪問看護	訪問看護センター	訪問看護	訪問看護	訪問看護	訪問看護	訪問看護
訪問看護	訪問看護	訪問看護	訪問看護	訪問看護	訪問看護	訪問看護
訪問看護	訪問看護	訪問看護	訪問看護	訪問看護	訪問看護	訪問看護

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

青森県告示第六百七十一号

有限会社マエダファーマシー	株式会社川内ファーマシー	株式会社みちのくファーマシー	社会福祉法人拓心会	社会福祉法人青い海の会	株式会社メデイセーブ	北星交通株式会社	"	"
弘前市大字椴町二の九	むつ市川内町休所四二の二六七	上北郡七戸町字荒熊内六六の一五六	五所川原市大字水野尾字懸樋二二二の三	八戸市大字鮫の町安川目八	八戸市一番町五丁目三の一	弘前市大字茂森新町四丁目一七の	"	"
"	"	居宅療養管理指導	訪問介護	小規模多機能型居宅介護	居宅療養管理指導	福祉用具貸与	"	"
マエダ調剤薬局大鰐店	川内調剤薬局	天馬調剤薬局	訪問介護ラポール	南浜の家くじら	アポテック売市店	ホームヘルパースタッフ北星	マエダ調剤薬局中央店	マエダ調剤薬局浜の町店
南津軽郡大鰐町大字蔵館字山下二の一七	むつ市川内町休所四二の二六七	むつ市中央二丁目五の五	五所川原市大字水野尾字懸樋二一九の三	八戸市大字鮫の町安川目八	八戸市売市一丁目四の六	弘前市大字新寺町六二の一	弘前市大字南九端町一三の	弘前市大字浜一の町西二丁目
二六・七一	"	"	"	"	二六・六・一	二六・五・一	"	"

外ヶ浜町	"	社会福祉法人 青森社会福祉 振興団	合同会社グー ト	波多野祥二	居宅介護事業者	
					主たる事務所の所在地	居宅介護の種類
東津軽郡外ヶ浜町字下蟹田四四二	"	一むつ市十二林一の一三	八戸市大字中居林字雷三の一八	弘前市元大工町五〇の五	居宅療養管理指導	訪問介護
訪問看護	短期生活介護	通所介護	訪問介護	居宅療養管理指導	大手門歯科	ヘルパーステーション
外ヶ浜町訪問看護ステーション	特別養護老人ホームシヨイトイステイ	協野沢村高齢者福祉施設セイタービスセンター	協野沢村高齢者福祉施設セイタービスセンター	ヘルパーステーション	八戸市新井田西三丁目一七〇スワンAバー	ドリー
東津軽郡外ヶ浜町字下蟹田四三の二	"	むつ市脇野沢渡向七三の一	むつ市脇野沢渡向七三の一	弘前市元大工町五〇の五	平成	〇スワンAバー
二六・四・一	"	二六・三・三	二六・四・三〇	二五・三・三	廃止年月日	

青森県告示第六百七十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十六年九月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

外ヶ浜町	"	社会福祉法人 青森社会福祉 振興団	合同会社グー ト	波多野祥二	介護予防事業者	
					主たる事務所の所在地	介護予防の種類
東津軽郡外ヶ浜町字下蟹田四四二	"	一むつ市十二林一の一三	八戸市大字中居林字雷三の一八	弘前市元大工町五〇の五	介護予防	訪問介護
介護予防訪問看護	介護生活期介入施設	通所介護	訪問介護	居宅療養管理指導	大手門歯科	ヘルパーステーション
外ヶ浜町訪問看護ステーション	特別養護老人ホームシヨイトイステイ	高むつ市脇野沢設いこいの福祉施設セイタービスセンター	高むつ市脇野沢設いこいの福祉施設セイタービスセンター	ヘルパーステーション	八戸市新井田西三丁目一七〇スワンAバー	ドリー
東津軽郡外ヶ浜町字下蟹田四三の二	"	むつ市脇野沢渡向七三の一	むつ市脇野沢渡向七三の一	弘前市元大工町五〇の五	平成	〇スワンAバー
二六・四・一	"	二六・三・三	二六・四・三〇	二五・三・三	廃止年月日	

青森県告示第六百七十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十六年九月十七日

青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類	路線 名	変 更 の 区 間		変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
3	県道	常海橋銀線	北津軽郡板柳町大字常海橋字沼田一五一の五から 北津軽郡板柳町大字滝井字滝袋二二九の二まで	北津軽郡板柳町大字常海橋字依元一五五の四から 北津軽郡板柳町大字常海橋字依元二二三の五まで	後 一三〇〇メートル 前 二五〇メートル	三二七・五〇メートル		
2	県道	五林平藤崎線	北津軽郡板柳町大字常海橋字稲葉三三二の一から 北津軽郡板柳町大字常海橋字依元一八六まで	北津軽郡板柳町大字常海橋字依元一八六まで	後 二八〇メートル 前 三四〇メートル	二四〇・二〇メートル		
1	国道	一一号	五所川原市大字福山字広富二〇八の一から つがる市柏稲盛岡本九七の一まで	五所川原市大字福山字広富二〇八の一から つがる市柏稲盛岡本九七の一まで	後 一〇四・三〇メートル 前 一〇四・六六メートル	九、一四・〇〇メートル		

青森社会福祉法人青森社会福祉振興会	名称	居宅介護支援事業者
一むつ市十二林一 の二三	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所
脇野沢村高齢者福祉施設いこいの里	名称	居宅介護支援事業所
むつ市脇野沢渡向七三の一	所在地	居宅介護支援事業所
平成二六・三・三	廃止年月日	

青森県告示第六百七十六号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり
 道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
 なお、その関係図面は、告示の日から平成二十六年十月十六日まで青森県県土整備
 部道路課において一般の縦覧に供する。
 平成二十六年九月十七日
 青森県知事 三 村 申 吾

（発行所・発行人）
 青森市長島一丁目一番一号
 青森県
 （印刷所・販売人）
 青森市第一問屋町三丁目番七七号
 東興印刷株式会社
 毎週月・水・金曜日発行
 定価小口一枚二付十五円四十四銭